

総合口座 商品概要説明書

(2018年4月2日現在)

1. 商品名	総合口座
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. お取引の対象	次のお取引が総合口座としてご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ・普通預金 ・スーパー定期、大口定期（以下、これらを「定期預金」といいます。積立式定期預金口座に預け入れられる個別のスーパー定期を含みます。） ・定期預金を担保とする当座貸越(満20歳以上のお客さま)
4. お預入れ期間	} 各預金の商品概要説明書をご参照ください。
5. お預入れ	
6. お引出し	
7. お利息	
8. 税金	
9. 手数料	
10. 付加できる特約事項	
11. 中途解約時のお取扱い	
12. 当座貸越	
13. 貸越極度額	担保定期預金の合計額の90%(千円未満は切り捨て)または300万円のうち、いずれか少ない金額
14. 貸越金利息	<p>(1) 貸越利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率 <p>(2) 貸越金利息のお支払い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月と8月の第2金曜日に、普通預金から引落とし、または貸越元金に組み入れます。 ・担保定期預金の残高が0円になった場合、または総合口座の解約時には、その時点でお支払いいただきます。 ・貸越極度額を超えたまま6カ月を経過した場合など、当行所定の事由が生じたときは、満期日前でも担保定期預金と相殺することにより貸越元金をご返済いただく場合があります。 <p>(3) 計算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を100円、1年を365日とする日割計算とし、1円未満の端数は切り捨てます。

<p>15. その他の参考事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当行との取引開始にあたっては、必ず総合口座を開設いただきます。総合口座の開設は、お1人さま1口座のみとさせていただきます。 ・総合口座の開設時に、普通預金口座と定期預金口座を残高0円で開設いたします。積立式定期預金口座の開設をご希望のお客さまは、別途お申し出ください。 ・総合口座を開設いただくと、「イオン銀行ダイレクト」の契約者となります。また、電子マネー「WAON」の機能が付いたキャッシュカードを発行いたします。 ・通帳は発行いたしません。お取引内容の確認方法は、各預金の商品概要説明書をご参照ください。 ・お客さまのお申出により、当座貸越のご利用を停止することができます。 ・満20歳未満のお客さまは当座貸越をご利用いただけません。満20歳に達した日以降、お申出により当座貸越をご利用いただけます。 ・当行店舗で現金、手形・小切手などの証券類はお取扱いできません。 ・総合口座にて取り扱う各預金は預金保険制度の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
<p>16. 金利情報の入手方法</p>	<p>当行ホームページでご確認いただくか、 当行店舗またはイオン銀行コールセンターへお問い合わせください。</p>
<p>17. お問い合わせ先</p>	<p>イオン銀行 コールセンター 【電話番号】 0120-13-1089 【受付時間】 9:00～21:00(年中無休)</p>
<p>18. 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 【連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109 または 03-5252-3772 【受付日】 月～金曜(祝日および銀行法で定める銀行の休業日を除く) 【受付時間】 9:00～17:00</p>

イオン銀行